

# 令和元年度第1回宮城県環境審議会

日 時：令和元年8月7日（水曜日）

午後1時から午後2時15分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 1 開 会（司会）

- ・宮城県環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中，19人出席）
- ・宮城県情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認及び資料差替（審1－2）

## 2 あいさつ（大森 環境生活部長）

## 3 議 事（進行：須藤 環境審議会会長（以下「須藤会長」）

**<須藤会長>** 議事の前に一言挨拶させていただく。本日も外は極めて暑く，地球温暖化の影響が迫ってきている。世界各国では地球温暖化による気候変動への緊急対応の動きがあり，国や地方自治体においても対応がなされてきており，我が国では行政機関の取組は進んできているが，一般国民にまでは浸透していない。このことは本日の審議事項と直接の関係はないが，産業廃棄物税の在り方の議論を通じて，今後，もっとも大きな課題である気候変動問題にも対応できればと願っている。

それでは，議事に移る。審議事項，産業廃棄物税の在り方については，本日付けで当審議会へ諮問された。担当課から説明願う。

### （1）審議事項

#### 産業廃棄物税の在り方について（諮問）

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 資料（審1－1及び審1－2）に沿って説明。

#### 質疑

**<菊地委員>** 産業廃棄物最終処分場の残余年数はどうか。また，残余年数経過後の処理計画はどうか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 最終処分場については，県内で他社の産業廃棄物を受け入れている最終処分場が7か所あり，公共関与で実施している最終処分場が1か所，民間事業者が行っている最終処分場が6か所。その中で6か所の最終処分場については，それぞれの残余年数は承知他しているが公表はしていない状況。ここで答えできるのは公共関与で行っている大和町のクリーンプラザみやぎについてであり，そこは令和7年度には埋立容量がいっぱ

いになり埋立終了となる状況である。

**<菊地委員>** その後の計画はまだなされていないのか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 現在、公共関与のクリーンプラザみやぎの最終処分場については、令和7年度には埋立容量がいっぱいになる想定であることから、県としても、次期最終処分場を整備しなければならないという認識である。それを踏まえて、昨年度に新たな最終処分場の設置に向けた懇話会を立ち上げて、その中で、次期最終処分場の整備も含め検討を重ねており最終処分場の在り方について県としての基本方針案について検討を深めている状況である。

**<須藤会長>** 今回の回答だと、質問の主旨からすると、どれだけ残余があるかということの答えにはなっていない。これから考えるということによいのか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** クリーンプラザみやぎについての残余容量は、平成31年3月31日現在、約67万tで、そのうち廃棄物として受け入れられる量としては約38万tを見込んでいる状況である。

**<菊地委員>** それは50%ぐらい残余があるということか。

**<吉岡 環境審議会副会長（以下「吉岡副会長」）>** 審1-2の11ページを見ていただくと、宮城県内の最終処分場の状況は、平成30年3月末で260万tが容量としてある。その年の埋立量が73万tなので、残余年数の考え方からこの数字でいうと4年持たない数字になっていると思う。

**<菊地委員>** そこが知りたかった。承知した。

**<菊地委員>** 審1-2の3ページの普及啓発と環境教育で17%になっているグラフがあるが、この2つの内訳はどなっているか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 8ページの資料の合計額にある3億5,978万円が全体の17%になるというもので、事業の内訳としては普及啓発と環境教育の欄に書いてあるものがそうであり、庁内各部で行っている事業の積み上げであり、それが全体の中の17%を占めている。

**<菊地委員>** ではこの明細で全体の何%になるのか。計算すれば合うのか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** そうである。

**<菊地委員>** 審1-2の5ページの循環型社会システム構築大学連携事業の小型家電リサイクルに取り組む平成30年度の市町村数が出ていない。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 平成30年度については現在集計中のため、数字は埋められなかった。取りまとめ次第、何らかの形で御報告させていただく。

**<大森 環境生活部長>** 一点だけ補足させていただくと、11ページの最終処分場の状況で吉岡委員から残余年数の計算について説明があり間違いはないが、民間の最終処分場については、柳澤課長からも話したとおり個別の残余年数データなどを公表できないということで、平成30年度時点のトータルの数字をここに挙げている。そういったことから、民間の方の埋立可能量はこれから増える可能性はあるので、これを単純に割って4年しか持たないという意味ではないということをお話しておく。

**<赤坂委員>** 最終処分場の数字には仙台市に所在する最終処分場も入っての宮城県ということか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** そのとおりである。

**<赤坂委員>** 宮城県の最終処分場は、県外からの搬入量がものすごく多くなっていて、県内のものが県外に出ているという逆転現象が起きていると思うが、このあたりの話も出たりすることはあるのか。これから許可が出たとしても、県外からの搬入物が県内の最終処分場に入ってくるという問題になったりすることはあるのか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** ここでお答えできる点としては、産業廃棄物税の納税者の地域構成を調べてみると県内事業者が40%、関東が52%、中部5%、その他3%という状況である。

**<須藤会長>** 我々としてはそれで類推するしかないと思われるがどうか。

**<赤坂委員>** 了解した。

**<香野委員>** 税をどのように使うかについての質問だが、環境教育について、小学生や高校生については散見できるが、中学生とかもっと教育したらいいのではないか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 現在、産業廃棄物税は庁内で充当事業を募集していることから高校が中心になってきている状況である。6ページになるが、ごみ処理工場などの見学バスツアーなどは小学生、平成28年度は小中学生向けのポスターコンクールを実施している。実績としては少ない状況である。

**<香野委員>** 平成28年から29年度にかけて、ラジオによる広報が855回から112回に落ちている理由は何か。教育というか広報にもっと力を入れてはどうかという考えからの質問であ

る。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 平成28年度は第二期循環計画の初年度でもあり、計画の普及啓発に、より力を入れたということである。

**<香野委員>** 了解した。不法投棄の方では1件10t以上ということで出ているが、平成27、28年度は0になっている。10t以下の件数はたくさんあるのか。

**<須藤会長>** 推定するとありそうである。

**<建入 循環型社会推進課技術副参事>** ここにある10t以上の案件は国に報告する案件であり、このように件数を乗せているが、10t以下については委員の御想像のとおり、実はかなりある。年間100件まではいかないが、ポイ捨てなども含めると100件程度はくだらないと思われる。量の少ないものからトンレベルまでいろいろある。

**<香野委員>** 了解した。10t以下はいっぱいあるということだね。最後に一つ、資料の差替えはミスプリということであるが、全部替える必要はあるのか。リデュースという観点から言えば、全くおかしいのではないか。変えたというところだけで良かったのではないか。そしてすぐ回収するという。我々は配付された資料をチェックしているのだから、回収されたら分からなくなる。これはおかしいのではないか。今後は気を付けていただきたい。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 私のチェックミスで、今後十分注意しながらやってまいりたい。紙のリデュースについても、担当課であるので、極力資源を無駄にしないような取組をしっかりと受け止めながらやってまいりたい。

**<須藤会長>** 皆さん同感である。急にここで変えてもごみになるだけ。次回以降、無駄にならないようお願いしたい。循環型社会推進課なのだから自らやっていただきたい。

**<萩原委員>** 審1-2の7ページに環境監視モニターによるボランティア活動を推進するとあるが、ボランティア活動をされている方たちへの支援はこの税の中からされていないのか。また、支援する予定はあるのか。それから、今の件だが、国の審議会でも資料のペーパーレス化が進んでいるので、検討していただければと思う。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 詳細な質問につき、今お答えできないので宿題とさせていただきます。この事業を行っているのは警察本部で我々が直接事業主体になっていないので答えられない。このため、警察本部に中身を確認の上、回答させていただく。

**<青木委員>** 二点ある。一つは産業廃棄物税というものを取るということは大変良いこ

と思う。さらに東北地方の各自治体が同じ金額にしているということで、どこか他に持って行くということがあまりないよという配慮がなされているということも分かった。一方で、東北だけではなく、全国的に見て、関東から50%以上の廃棄物がこちらに搬入されているということは他府県に比べて産業廃棄物税にどのくらい差があるのかということを知りたい。もう一点は、産業廃棄物税をどう使うのかということに関して、宮城県が様々な取組をしているのは大変よく分かった。そういう意味では、宮城県の特色、ほかと違うもの、誇れることはどうか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 実際に税を徴収しているのは27道府県1政令市であり、税収額については承知していないが、税率は全国同一である。関東も同じである。誇れる点としては、4ページにあるとおり、主な取組の一つ目として説明したが、環境産業コーディネーター、こちらは民間経験で廃棄物3Rにも取り組んできた経験者の方々を、産業廃棄物税充当分として4名雇用している。記載のとおり、毎年1000件以上の事業者を訪問し、自ら事業者の課題を拾い上げながらその課題を解決するような取組を支援したり、産業廃棄物税を充当している事業を紹介されたり、あわせて、環境生活部で行っている事業などもいろいろコーディネーターが事業者へ直接PRする。なかなか県庁内では情報を取れないが、自ら出向いて事業者と直接話をしながら、課題解決につなげるという点は、産業廃棄物税の事業の一つとして誇れる点と思っている。

**<須藤会長>** ほかの県ではやっていないのか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** コーディネーター事業を実施しているところはあると思うが、産業廃棄物税の充当事業の中の効果的な取組の一つとして捉えている。他県との優れる点かどうかという比較の評価はなかなか難しいが、そうした理解である。また、7ページの方にも同じような人的な支援として、産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業があり、これは産廃Gメンと言っているが、各保健所に15名、仙台市においても9名の方々が産廃Gメンとして配置されており、県内で常時、不法投棄の状況をパトロールしている人がいることによって、不法投棄の状況を早期に発見したり、未然防止につなげたり、効果を上げていると考えている。もう一つとしては、PCB処理の加速化事業ということで、低濃度PCBの処理をしている廃棄物の民間事業者向けの補助をしているのは、産業廃棄物税があるから取り組める事業と承知している。

**<松八重委員>** 二点ある。一点目は、産業廃棄物の適正処理に係る産廃の監視に係る部

分である。審1-2の7ページにある効果実績のところ、不適正処理の発覚について平成28年ゼロ、29年は1件、平成30年は4件。増えているのを発見できたからいいと考えるのか、増えてきているから良くないと考えるのか、ここはなかなかちょっと微妙なところではあるが、中国を始めとした雑品に関する輸出規制とか、そういったものがおそらくこれから先、不適正なそういった不法投棄といったものが増えることが予想されるので、このあたりの監視を強めるというのはおそらく必要と思われる。発見された中身については御存知だと思うが、平成30年については雑品規制に係る、それ由来の不法投棄が増えたのか、そうではなく元々あったものが発見されたのか教えてほしい。

**<建入 循環型社会推進課技術副参事>** 雑品スクラップ関係の不法投棄は、この件数には入っていない。実際に確かに不適正な保管状態があったりとか、そういうものに関しては、雑品の法律の施行前に県内のGメンに足で稼いでもらい、目を付けていた所が100近くあったが、いろいろ精査して届出を出してもらうなど、それなりの対応はしており、それらが不法投棄につながったという件は把握していない。平成30年度の4件は、廃石膏ボードの不法投棄や汚泥関係、シンナーを不法投棄したとか、黄金山神社の件とか、それらを合わせて4件である。雑品スクラップがらみではないし、廃プラ関係でもない。

**<松八重委員>** 早めの発見が大事と思うので、引き続きよろしく願います。もう1件は、6ページ目の普及啓発・環境教育に関する主な取組として、過去3年分が挙げられているが、産業廃棄物税の行き先ということで、出てきたものに対して税を徴収して、それを減らす取組に配分されるということだと思うが、排出抑制の方になかなか行きづらい、出てきたものを適正に処分するところが税の行き先として分かりやすい。一方で抑制するという取組になかなか手が回っていないのではないかという感覚がある。グリーン調達比較的発生抑制に寄与すると思うが、本日の会議でいうと、グラスで出てくるような飲みものが供されたりするのは、これ自体お金がかかっている。サービスするためにお金がかかっている。向こう側では廃プラスチックの抑制につながっていて、代替というかそういった取組というのは、本来ならば一方で産廃の排出抑制、事業系の排出抑制につながっていると思うが、そういったものをうまく盛り上げていくような、そういった普及とか啓発というか、そういったものに取り組んでもらえると良いと思う。

**<末委員>** 3つある。一つ目はお願いである。審1-2の8ページの表だが、項目の順番

が前の方の表の順番と順不同になっていて見づらいので、できれば項目や順番は統一していただけたらと思う。また、13ページの事業者に対する意識調査のところで、廃棄物に対する意識調査の中で、14ページに書いてある「あまり役立っていない」「全く役立っていない」「どちらとも言えない」と回答した方の中の理由として一番大きいのが、先ほど透明性が必要だと担当の方もおっしゃったが、産業廃棄物税の制度の情報が不足しているというところが66.2%で理由として一番大きかった。やはり先ほど香野委員もおっしゃったように、広報関係が希薄なのではないかと思った。6ページの普及啓発・環境教育のところで、広報のラジオCM、平成28年が855回に対して、次の年から112回と減っている。年間112回ということは、1週間に2回位、3日に1回位でラジオCMしていることになるが、それも多分何秒間だと思うが私は1回も聞いたことがない。あまり普及していないということは回数が少ないこともあると思うし、私たち県民にとって広報に関しては耳にしたことがないと思う。それから、環境型社会に貢献できる人材育成ということで工業高校で授業をやっているということだが、1校だけ年間282時間やっている。多分何クラスかでやっているのをカウントした数じゃないかと思うが、1校だけでいいのか。県の対策としてはどうかなと疑問を持った。小中学生に校外学習的な感じでやっているというのも、どれだけ効果が出ているのか疑問に感じた。三つ目は、最終処分場があと4年ぐらいでいっぱいになるという話があったが、最終処分場がいっぱいになった後の土地の活用はどのようにするのか。

**<須藤会長>** 最終的には最終処分場の活用はどこでも大事なことだが、全国的に見ても上手くきちんとやれているところはまだない、そういう段階にはない。この議題については次回の環境審議会で答申予定となっている。今日、答申するわけではなく、たくさん質問も出たり、字句の並べ方がスマートじゃないところもあったので、整理されてからもう1回出していただくことになる。今日は1時間とのお約束をしているので、まだあるかもしれないが、あとは各委員へ個別に意見を聞いていただきたい。今日の疑問を聞いていると、不十分なところもある。事務局の説明と委員の先生方との理解の仕方が極めて不十分な部分があると、座長としても思うので、この間で少しやりとりをし、次の時はもう少しスマートに審議ができるのではないかと。これは答申しなければならぬ案件なので、今の段階では答申という訳にはなかなかいきかねると思う。まとめとして、吉岡副会長から何かあるか。

**<吉岡副会長>** 私が数字上で4年と言ったのが影響しており大変申し訳ない。民間の最終処分場の残余量がまだあるはずではあり、誤解を与えたとしたら申し訳なかった。税制度あ



るいは執行について確認したいが、集めた税分を上手に使っていくというのはこれまでどおり進めていただくのは構わない。いろんなところに使っていたただいている状況だが、全部同じスタンスでやっていいのかなというのがあって、もう少し優先度を強く出すところと、少しの支援をすることで、温度差があってもいいのではないか。法定外目的税というのは、その時に集めた税収の年度内執行はマストなのか。結構な資金が集まってきているので、場合によってはあまりばらまくような形になって本当の効果が出にくい、もう少し投入すればどーんと効果が出そうなところに対しては、少し年度をまたいで、あるいは年度を超してももうちょっと支援すると、より大きな効果を得られる事業というのはあると思う。そこを少し考えていただくことはできないか。

**<須藤会長>** これは、先ほど私が申し上げた意見の一つにもなるわけなので、次回までにもう少し整理し、答申できるようなスタイルの案にした上で、もう1回審議していきたいと思う。宿題になっている部分がたくさんあるので、早急にその部分を補足していただきたい。柳澤課長、それでよろしいか。

**<柳澤 循環型社会推進課長>** 吉岡副会長の意見に対してお答えだけさせていただく。2ページにグラフがあるが、現在、産業廃棄物税基金条例で、一旦基金に入れているので単年度で使い切るということはない。このグラフのように、積み上げて財布の中に貯まっている状態である。御指摘のようなメリハリについても、毎年度の当初予算編成の中でいろいろ検討はしているところだが、まだまだ不十分だという御意見として受け止める。本日頂戴した御意見については、丁寧に回答してまいりたい。

**<須藤会長>** 第一の議題については、宿題を随分残させていただいた。次回はスマートに答申案がまとめられるように是非御努力をしていただきたい。それでは次の議題が「その他」ということで、事務局から説明願う。

## (2) その他

事務局からは特になし。

## 4 閉会（司会）

- ・次回は令和元年10月23日（水）午前10時からの予定。